

手話を広める知事の会 宣言文

手話は、単なるコミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成している。

我々は、手話言語が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

そして、手話の普及は、ろう者とろう者以外の人達が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行わなければならない。

全国を見渡すと、国内の全地方議会において、国に「手話言語法」の制定を求める意見書が採択され、また、昨年7月に設立した、この「手話を広める知事の会」にも47すべての都道府県が参加することとなった。手話言語条例を制定した自治体も108自治体となり、手話をめぐる動きは、さらなる広がりをみせている。

こうした手話を取り巻く社会の気運の高まりをより大きなものとして、ろう者が、日常生活において安心して手話を用いることができ、積極的に社会参加できるような環境を作らなければならない。

そこで我々は「手話を広める知事の会」として全ての都道府県が団結し、手話がろう者とろう者以外の人達とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、互いを理解し、共生する地域社会を実現していくことをここに宣言する。